# 令和元年度事業の評価結果等

## 1 今回の委員会での対象事業

機構が令和元年度に実施した補助事業は、下表のとおり32事業であった。このうち、生産者型事業実施主体\*が実施する事業(1事業。生産者型と非生産者型が併存する1事業は含まない。)を除く31事業について、独立行政法人農畜産業振興機構の補助事業に関する業務執行規程(以下「業務執行規程」という。)に基づき評価を行ったので、評価の結果を報告し、ご意見を伺う。(2に記載)

また、生産者型事業実施主体が実施する事業についても、その実施状況を整理し、併せてご意見を伺う。(3に記載)

※生産者型事業実施主体とは、生産者が事業実施主体になることをいう。

	畜産	野菜	合計
対 象 事 業 数	2 9	3	3 2
評価を行った事業数	2 9	2	3 1

## 2 評価結果

#### (1) 事業実施主体の事業実施状況

事業目的又は計画に沿った事業遂行の状況(施設整備、奨励金の交付、基金の造成、 その他の事業が事業目的・計画に沿って実施されたかどうか)を評価したところ、全 ての事業で適切に遂行されたことを確認した。

#### (2) 事業効果

事業効果の状況を次の区分に従い評価(ただし、施設整備事業については、施設の 設置後3年又は5年を経過した時点で評価を実施し、結果については、資料4に掲載。)した。

ア 研修等の知識・技術の習得のための事業及び普及・啓発のための事業

(目標設定・評価手法により評価)

畜産副産物適正処分等推進事業(畜産副産物需給安定推進事業)については、令和2年3月にセミナーを開催する計画であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため開催を中止した。

国産乳製品等競争力強化対策事業(国産チーズ競争力支援対策事業)については、事業の目的である製造技術の向上及び製造環境の改善による国産チーズの品質向上を図ることはできたものの、研修会参加者の理解度が目標値をやや下回った。本事業については令和2年度も実施する予定であることから、理解度が低い項目等を整理し、研修の内容に反映させることとする。

	事 業 名 (事業実施主体)	達成すべき 成果目標	目標値	実績値
1	国産乳製品等競 争力強化対策事 業(国産チーズ競 争力支援対策事 業) ((一財)蔵王酪 農センター)	きでは、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	開催した研修会 についてアンケー ト調査を行い、そ の理解度を 70%以 上とする。	・製造技術研修会 基礎コ−ス理解度:66.3% 専門コ−ス理解度:68.0%

## イ その他の事業 (主なもの)

事業目的又は実施計画に沿った事業実施を通して事業効果が得られているかを評価し、全ての事業で目的に沿った効果が得られたことを確認した。

### (ア) 畜産業振興事業

	事 業 名 (事業実施主体)	事業目的又は 実施計画	事業の実施結果と効果
1	酪農経営支援総名 対策事業( ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	格育にの場合の という を表示の の傷へ の傷の の傷の の傷の の傷の の傷の の傷の の傷	酷農へのでは、金融のでは、金融のでは、金融では、金融では、金融では、金融では、金融では、金融では、金融では、金融
2	肉用牛経営安地域に おける肉用牛 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	繁殖性中の増加の増加の地域の大きの地域の大きの地域の大きのは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	繁殖雌牛の増頭の取組、優良な会 繁殖雌牛等の導入の整備、 優別 大の 教師 生等の 内の を で で で で で で で で で で で で で で で で で で

	事 業 名 (事業実施主体)	事業目的又は 実施計画	事業の実施結果と効果
	事業費 1, 263, 673 千円	の発展を推進すると ともに、国産牛肉の安 定供給を図る。	ることができた。 【参考】 繁殖雌牛の増頭への奨励金 交付申請生産者数:4,541名 交付申請頭数:12,802頭
3	畜産副産物適正処分等推進事業(肉骨粉適正処分対策事業) ((一社)日本畜産副産物協会) 事業費 4,946,335千円	大事等の を を を を を を を の の の の の の の の の の の の の	肉骨粉等 88 千トンを焼却することにより、畜産副産物の円滑な処理を図ることができた。
4	国産乳製品等競争 力強化対策事業(国 産チーズ生産奨励 事業) ((一社)中央酪農 会議他5者) 事業費 237,659千円	生乳の生産者が、飼 養管理の高度化か、 質管理に取り組みたい 質基準を満たし 受付し、実需者が で で で で で の の の の の の の の の の の の の の	乳質向上のための計画に則して 生産者が取り組みを行ったことを 確認し、チーズ向け生乳の品質の 向上を図ることができた。 【参考】 事業参加者数 5,454 者 交付対象数量 353,933 トン
5	CSF野生イノシシ経ロワクチン緊急散布支援事業 ((公社)中央畜産会) 事業費 923,290千円	野生ないないでは、 サイトないでは、 サイン・は、 大力・ないでは、 大力・ないでは、 大力・ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 はいでは	CSF感染野生イノシシの発生した県及びその周辺県計 18 都府県において国の指針に基づき経口ワクチンの散布を実施した。 【参考】 経口ワクチン散布箇所数:10,400

# (イ) 野菜農業振興事業

	事 業 名 (事業実施主体)	事業目的又は 実施計画	事業の実施結果と効果	
1	加工·業務用野菜生 産基盤強化事業(加 工·業務用野菜生産 基盤強化推進事業) (浦幌町農業協同 組合他8者)	生産コストの低減 など生産・流通構造良 革の取組を土層のた の取組を一体的に行 の取組を一体的に う産地に対して、 支援	作柄安定技術の導入等により、 加工・業務用野菜の安定的な生産・供給基盤の形成が促進された。 【参考】 対象品目別取組面積 レタス 66.7ha キャベツ 59.1ha	

事 業 名 (事業実施主体)	事業目的又は 実施計画	事業の実施結果と効果
事業費 520,950 千円	し、加工・業務用野菜 の安定的な生産及び 供給の確保を図る。	さやいんげん 50.0ha えだまめ 50.0ha スイートコーン 50.0ha ほうれんそう 41.6ha かぼちゃ 29.9ha

### (3)業務執行状況

事務手続に要した日数等が、業務執行規程の別表「補助事業の進行管理表」の「進行の標準」に基づき行われたかどうかを評価

令和元年度においては、以下のとおり申請書等を受理してから 10 業務日以内に交付 決定等を通知した。

項目部門	申請等 受理件数	10 業務日 以内の実施件数	実施率 (%)
畜産	971	971	100.0
野菜	326	326	100.0
合 計	1, 297	1, 297	100.0

注:生産者型事業実施主体の件数及び30年度事業からの繰り越しに係る件数を含む。

# 3 生産者型事業実施主体が実施する事業の実施状況

	事 業 名 (事業実施主体)	事業目的又は 実施計画	事業の実施状況
1	契約野菜収入確保 モデル事業 ((有)エーアンド エス他 50 者) 事業費 8, 295 千円	契約取引される野東の価格変動の政策を緩和するとのの経知を受付金を交付している。	契約取引される野菜価格低落等により、生産者等が見込んでいた収入が得られなかった場合等に補塡を行った。 【参考】 交付実績 8,295 千円

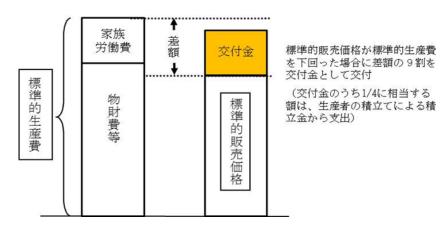
# 肉用牛肥育経営安定交付金制度-「畜産経営の安定に関する法律」(昭 36)

#### 1 制度の目的

標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、肉用牛生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための交付金を交付することにより、肉用牛肥育経営の安定を図る。

#### 2 制度の仕組み

標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付する。



肉用牛の標準的販売価格及び標準的生産費は、一又は二以上の都道府県の区域ごとに算出

#### 3 負担割合

〇 国:3/4、生産者: 1/4

#### 4 交付実績

区分	品種	交付頭数	交付金額
平成 30 年度	合計	26 千頭	687 百万円
	肉専用種	12 千頭	131 百万円
	交雑種	0 千頭	0 百万円
	乳用種	14 千頭	556 百万円
令和元年度	合計	381 千頭	9,684 百万円
	肉専用種	159 千頭	3,233 百万円
	交雑種	41 千頭	231 百万円
	乳用種	181 千頭	6,220 百万円

注1: 端数処理のため、品種別の和と合計は一致しない。

注2: 平成 30 年度は、平成 30 年 12 月 30 日から平成 31 年1月販売分(概算払)まで。

注3: 令和元年度は、令和2年1月販売分(概算払)まで。

# 肉豚経営安定交付金制度 - 「畜産経営の安定に関する法律」(昭 36)

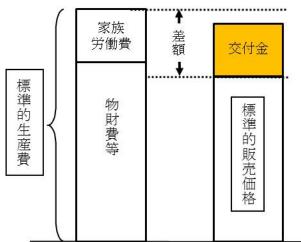
#### 1 制度の目的

標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、肉豚生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための交付金を交付することにより、養豚経営の安定を図る。

#### 2 制度の仕組み

標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付する。

※ 四半期終了時に計算(前の四半期に発動が無かった場合は通期で計算)



標準的販売価格が標準的生産費 を下回った場合に差額の9割を 交付金として交付

(交付金のうち1/4に相当する 額は、生産者の積立てによる積 立金から支出)

#### 3 負担割合

〇 国:3/4、生産者: 1/4

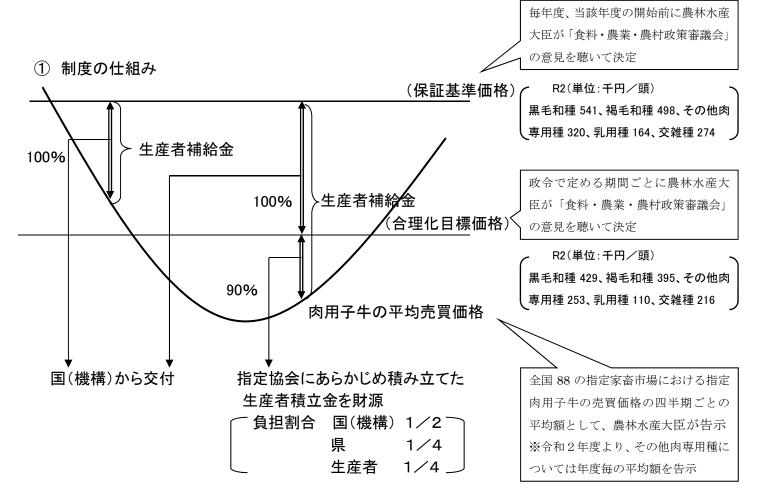
## 4 交付実績の推移

	交付対象頭数
平成 29 年度	0 頭
平成 30 年度	0 頭
令和元年度	0 頭

※H30.12.29 までは養豚経営安定対策事業の実績

登録生産者数:2.2 千者

## 肉用子牛生産者補給金制度一「肉用子牛生産安定等特別措置法」(昭63)



### ② 交付実績

区 分	生産者補給金			生産者積立助成金(機構分のみ)		分のみ)
平成 30 年度	合計	331頭	5百万円	合計	766千頭	1, 025百万円
	黒毛和種	_	_	黒毛和種	406千頭	243百万円
	乳用種	_	_	乳用種	165千頭	528百万円
	その他計	331頭	5百万円	その他計	195千頭	253百万円
令和元年度	合計	1, 833頭	61百万円	合計	748千頭	985百万円
	黒毛和種	_	_	黒毛和種	406千頭	243百万円
	乳用種	_	_	乳用種	156千頭	500百万円
	その他計	1, 833頭	61百万円	その他計	186千頭	241百万円

契約農家戸数(令和元年度): 4.7 万戸